

消防予第367号
平成22年8月26日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について(通知)

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第85号。以下「改正規則」という。)及び誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示(平成22年消防庁第13号。以下「改正告示」という。)が、平成22年8月26日に公布されました。

今回の省令改正は、ハロン代替消火剤として開発されたドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(以下「FK-5-1-12」という。)をハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として新たに基準化するものです。

また、告示改正は、誘導標識に電気エネルギーを用いる場合の安全基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 ハロゲン化物消火設備の技術上の基準に関する事項

(1) 新たな消火剤の位置付け

FK-5-1-12はハロゲン化合物であることから、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として、新たにFK-5-1-12を位置付けたこと(改正規則による改正後の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第20条第4項第2号関係)

(2) 噴射ヘッド

ア FK-5-1-12を放出するハロゲン化物消火設備について、噴射ヘッドは当該消火剤を霧状に放射するものとしたこと(規則第20条第1項第1号関係)。

これは、FK-5-1-12の沸点は約49度であり、プロモトリフルオロメ

タン、トリフルオロメタン、ヘプタフルオロプロパン等（以下「ハロン1301等」という。）と比べると高いため、霧状に放射し、十分に気化することが必要であることから規定したものであること。

イ FK-5-1-12を放射するものにあつては、噴射ヘッドの放射圧力を0.3メガパスカル以上としたこと（規則第20条第1項第2号口関係）。

(3) 消火剤の放射時間

FK-5-1-12を放射するものにあつては、所定量の消火剤を10秒以内に放射できるものとしたこと（規則第20条第1項第3号口関係）。

これは、トリフルオロメタンやヘプタフルオロプロパン（以下「HFC消火剤」という。）と同様、消火の際発生するフッ化水素の量が多いことから規定したものであること。

(4) 消火剤の貯蔵量

FK-5-1-12を放射するものについて、貯蔵する消火剤の量は、防護区画の体積1立方メートル当たり0.84キログラム以上1.46キログラム以下の割合で計算した量とすることとしたこと（規則第20条第3項第1号口関係）。

これは、HFC消火剤と同様、放射した場合の防護区画内の濃度が、設計消火剤濃度以上で、かつ、許容濃度以下となる量となるように規定したものであること。

なお、設計消火剤濃度及び許容濃度については、消炎濃度や人に対する安全濃度等を勘案し、下表の値を用いたこと。

消火剤の種別	設計消火剤濃度	許容濃度
FK-5-1-12	5.8%	10.0%

(5) 設置対象

FK-5-1-12を放射するハロゲン化物消火設備は、全域放出方式に限定し、「自動車の修理の用に供される部分」、「駐車のために供される部分」、「発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」又は「通信機器室」のうち、常時人のいない部分で、防護区画の面積が1000平方メートル未満かつ防護区画の体積が3000立方メートル未満の部分に設置することとしたこと（規則第20条第4項第2号の2関係）。

これは、HFC消火剤と同様、消火の際発生するフッ化水素の量が多いことから規定したものであること。

(6) 防護区画の開口部

FK-5-1-12を放射するものにあつては、防護区画のすべての開口部には消火剤放出前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設けることとしたこと（規則第20条第4項第2号の4口関係）。

(7) 充てん比

FK-5-1-12を貯蔵するものについて、充てん比（貯蔵容器の容量[L] / 消火剤の質量[kg]）は0.7以上1.6以下であることとしたこと（規則第

20条第4項第3号関係)。

(8) 貯蔵容器等の圧力

FK-5-1-12を貯蔵するものについて、蓄圧式の貯蔵容器等は2.5メガパスカル又は4.2メガパスカルとなるように窒素ガスで加圧したものであること(規則第20条第4項第5号関係)。

(9) 配管

FK-5-1-12に係るものについて、鋼管を用いる配管は、日本工業規格G3454のSTPG370のうち呼び厚さでスケジュール40以上のものに適合するもの又はこれと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いることとしたこと(規則第20条第4項第7号関係)。

(10) 起動装置

FK-5-1-12を放射するものにあつては、自動式の起動装置とし、規則第19条第5項第16号の例により設けることとしたこと(規則第20条第4項第12号の2口関係)

なお、定期的な点検等で防護区画内に作業員等が入る場合には、起動装置を手動に切り替えること。この場合において、火災が発生した際、作業員等が安全に避難でき、かつ、早期に消火が行えるようにしておくことが求められるものであること。

(11) 温度低下を防止するための措置

FK-5-1-12を設置した防護区画には、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置を講じることとしたこと(規則第20条第4項第16号の3関係)。

これは、FK-5-1-12の沸点は約49度であり、ハロン1301等と比べると高く、防護区画内が著しい低温状態となる場合には、十分に気化しないおそれがあることから、FK-5-1-12を放射するものにあつては、放射された消火剤が有効に拡散することができるよう、設置場所の気象条件、防護区画の構造(壁の材質や開口部の数等)等の状況に応じて、断熱材の設置や空調装置による温度管理等の措置を求めたものであること。

なお、「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」、「通信機器室」及び「駐車のために供する部分(昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造であつて、地階に存するものに限る。)」にあつては、「新技術を用いた消防用設備等の性能規定化に関する作業部会報告書」(平成22年3月公表 消防HP参照 URL: http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2205/pdf/220518_01.pdf)において、寒冷地における温度測定やシミュレーションの結果等により、一般的な設置条件下では著しい低温状態にはならないことが確認されている。このため、これらの場所のうち当該報告書と類似の条件下であるものについては、当該措置が講じられているものとして取り扱って差し支えないこと。

(12) その他

FK-5-1-12を使用するものについて、次の事項にあつては、従来の

消火剤を放射するハロゲン化物消火設備と同様の取扱いをすることとしたこと。

- ア 複数の防護区画が存する場合の消火剤の貯蔵量の計算（規則第20条第3項第3号関係）
- イ 防護区画における換気装置の停止構造並びに消火剤及び燃焼ガスの排出措置（規則第20条第4項関係）
- ウ 貯蔵容器等の安全装置、放出弁及び表示（規則第20条第4項第4号関係）
- エ 銅管を用いる配管、管継手の材料及び落差（規則第20条第4項第7号八、二及びホ関係）
- オ 貯蔵容器の容器弁（規則第20条第4項第8号関係）
- カ 選択弁（規則第20条第4項第10号及び第11号関係）
- キ 音響警報装置（規則第20条第4項第13号関係）
- ク 放出された旨を表示する表示灯（規則第20条第4項第14号ロ関係）
- ケ 制御盤（規則第20条第4項第14号の2関係）
- コ 非常電源及び操作回路等の配線（規則第20条第4項第15号関係）
- サ 圧力損失計算（規則第20条第4項第16号関係）
- シ 圧力上昇防止措置（規則第20条第4項第16号の2関係）
- ス 総合操作盤（規則第20条第4項第17号関係）
- セ 耐震措置（規則第20条第4項第18号関係）

第二 誘導標識の技術上の基準に関する事項

(1) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の構造として、改正告示による改正後の誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年3月17日消防庁告示第2号。以下「告示」という。）第1号（1）から（5）の定めるところによるほか、次の事項を定めたこと（告示第5第3号（2）関係）。

ア 規則第二十四条第三号の規定の例により電源を設けること。

イ 電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

(2) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識には、所定の事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとしたこと（告示第6関係）。

第三 施行期日に関する事項

省令及び告示は、公布の日から施行することとしたこと（改正省令附則及び改正告示附則関係）。

担当

消防庁予防課

塩谷、永淵

電話：03 - 5253 - 7523

FAX：03 - 5253 - 7533

総務省令第八十五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十七条第三号及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十六日

総務大臣 原口 一博

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「という。」の下に「又はドデカフルオロ 二 メチルペンタン 三 オン（以下この条及び第三十二条において「FK 五 一 一二」という。）」を加え、同項第二号口中「HFC 二七e a」という。（「」の下に「又はFK 五 一 一二」を加え、同項第三号口及び同条第三項第一号口中「又はHFC 二七e a」を「HFC 二七e a又はFK 五 一 一二」に改め、同条第三項第一号口の表HFC 二七e aの項の次に次のように加える。

FK 五 一 一二	○・八四以上一・四六以下
-----------	--------------

第二十条第四項第二号、第二号の二の表及び第二号の四口中「又はHFC 二二七e a」を「、HFC 二二七e a又はFK 五 一 一二」に改め、同項第三号中「一・五以下」の下に「、FK 五 一 一二にあつては〇・七以上一・六以下」を加え、同項第五号、第七号口、第十二号の二口、第十四号口及び第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 全域放出方式のハロゲン化物消火設備（FK 五 一 一二を放射するものに限る。）を設置した防護区画には、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置を講じること。

第三十二条中「ハロン二四〇二」の下に「又はFK 五 一 一二」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

消防法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>一 ジブロモテトラフルオロエタン（以下この条及び第三十二条において「ハロン二四〇二」という。）又はドデカフルオロ</p> <p>二 メチルペンタン 三 オン（以下この条及び第三十二条において「FK 五 一 一二」という。）を放出する噴射ヘッドは、当該消火剤を霧状に放射するものであること。</p> <p>二 噴射ヘッドの放射圧力は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ トリフルオロメタン（以下この条において「HFC 二三」という。）を放射するハロゲン化物消火設備にあつては〇・九メガパスカル以上、ヘプタフルオロプロパン（以下この条において「HFC 二二七e a」という。）又はFK 五</p> <p>一 一二を放射するハロゲン化物消火設備にあつては〇・</p>	<p>（ハロゲン化物消火設備に関する基準）</p> <p>第二十条 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、前条第二項第一号の規定の例によるほか、次の各号に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>一 ジブロモテトラフルオロエタン（以下この条及び第三十二条において「ハロン二四〇二」という。）</p> <p>を放出する噴射ヘッドは、当該消火剤を霧状に放射するものであること。</p> <p>二 噴射ヘッドの放射圧力は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ トリフルオロメタン（以下この条において「HFC 二三」という。）を放射するハロゲン化物消火設備にあつては〇・九メガパスカル以上、ヘプタフルオロプロパン（以下この条において「HFC 二二七e a」という。）</p> <p>を放射するハロゲン化物消火設備にあつては〇・</p>

<p>消火剤の種類</p>	<p>防護区画の体積一立方メートル当たり の消火剤の量</p>	<p>三メガパスカル以上であること。</p> <p>三 消火剤の放射時間は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ HFC 二三、HFC 二二七 e a又はFK 五一</p> <p>二を放射するものにあつては、第三項第一号ロに定める消火剤の量を十秒以内に放射できるものであること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク(以下この条において「貯蔵容器等」という。)に貯蔵する消火剤の量は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 全域放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ HFC 二三、HFC 二二七 e a又はFK 五一</p> <p>二を放射するものにあつては、次の表の上欄に掲げる消火剤の種類の区分に応じ、同表下欄に掲げる量の割合で計算した量とすること。</p>
<p>消火剤の種類</p>	<p>防護区画の体積一立方メートル当たり の消火剤の量</p>	<p>三メガパスカル以上であること。</p> <p>三 消火剤の放射時間は、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ HFC 二三又はHFC 二二七 e a</p> <p>一を放射するものにあつては、第三項第一号ロに定める消火剤の量を十秒以内に放射できるものであること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク(以下この条において「貯蔵容器等」という。)に貯蔵する消火剤の量は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 全域放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次のイ又はロに定めるところによること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ HFC 二三又はHFC 二二七 e a</p> <p>二を放射するものにあつては、次の表の上欄に掲げる消火剤の種類の区分に応じ、同表下欄に掲げる量の割合で計算した量とすること。</p>

HFC 二二三	キログラム ○・五二以上○・八〇以下
HFC 二二七 e a	○・五五以上○・七二以下
FK 五 一 一 二	○・八四以上一・四六以下

二、四 (略)

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、ハロン二四〇二、ハロン二二一、ハロン一三〇一、HFC 二三、HFC 二二七 e a 又は FK 五 一 一 二 とすること。

二の二 全域放出方式のハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、次の表の上欄に掲げる当該消火設備を設置する防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表下欄に掲げる消火剤とする。

防火対象物又はその部分	消火剤の種類
-------------	--------

HFC 二二三	キログラム ○・五二以上○・八〇以下
HFC 二二七 e a	○・五五以上○・七二以下

二、四 (略)

4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、前条第五項第三号及び第十八号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、ハロン二四〇二、ハロン二二一、ハロン一三〇一、HFC 二三又はHFC 二二七 e a とすること。

二の二 全域放出方式のハロゲン化物消火設備に使用する消火剤は、次の表の上欄に掲げる当該消火設備を設置する防火対象物又はその部分の区分に応じ、同表下欄に掲げる消火剤とする。

防火対象物又はその部分	消火剤の種類
-------------	--------

<p>指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分</p>	<p>鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分又はガスタービンを原動力とする発電機が設置されている部分</p>	<p>自動車の修理の用に供される部分、駐車場の用に供される部分、発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分又は通信機器室</p>	<p>常時人のいない部分以外の部分又は防護区画の面積が千平方メートル以上若しくは体積が三千立方メートル以上のもの</p>	<p>八〇ン一三〇一</p>
	<p>その他のもの</p>	<p>八〇ン一三〇一、 HFC 二三、HFC 二二七 e 又はFK 五一 一一</p>	<p>八〇ン二四〇二、 八〇ン二二一一 又は八〇ン一三〇一</p>	

<p>指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分</p>	<p>鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分又はガスタービンを原動力とする発電機が設置されている部分</p>	<p>自動車の修理の用に供される部分、駐車場の用に供される部分、発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分又は通信機器室</p>	<p>常時人のいない部分以外の部分又は防護区画の面積が千平方メートル以上若しくは体積が三千立方メートル以上のもの</p>	<p>八〇ン一三〇一</p>
	<p>その他のもの</p>	<p>八〇ン一三〇一、 HFC 二三又はHFC 二二七 e a</p>	<p>八〇ン二四〇二、 八〇ン二二一一 又は八〇ン一三〇一</p>	

二の三 (略)

二の四 全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC 二三、HFC 二二七 e a又はFK 五一

二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

三 貯蔵容器等の充てん比は、ハロン二四〇二のうち加圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・五一以上〇・六七以下、蓄圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・六七以上二・七五以下、ハロン二二一にあつては〇・七以上一・四以下、ハロン一三〇一及びHFC 二二七 e aにあつては〇・九以上一・六以下、HFC 二三にあつては一・二以上一・五以下、FK 五一 一二にあつては〇・七以上一・六以下であること。

四 (略)

五 蓄圧式の貯蔵容器等は、温度二十度において、ハロン二二一を貯蔵するものにあつては一・一メガパスカル又は二・五メガパスカル、ハロン一三〇一、HFC 二二七 e a又はFK 五一 一二を貯蔵するものにあつては二・五メガパスカル又は四・二メガパスカルとなるように窒素ガスで加圧したもので

二の三 (略)

二の四 全域放出方式のハロゲン化物消火設備を設置した防火対象物又はその部分の開口部は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ (略)

ロ HFC 二三又はHFC 二二七 e a

二を放射するものにあつては、前条第五項第四号ロの規定の例によること。

三 貯蔵容器等の充てん比は、ハロン二四〇二のうち加圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・五一以上〇・六七以下、蓄圧式の貯蔵容器等に貯蔵するものにあつては〇・六七以上二・七五以下、ハロン二二一にあつては〇・七以上一・四以下、ハロン一三〇一及びHFC 二二七 e aにあつては〇・九以上一・六以下、HFC 二三にあつては一・二以上一・五以下であること。

四 (略)

五 蓄圧式の貯蔵容器等は、温度二十度において、ハロン二二一を貯蔵するものにあつては一・一メガパスカル又は二・五メガパスカル、ハロン一三〇一、HFC 二二七 e aを貯蔵するものにあつては二・五メガパスカル又は四・二メガパスカルとなるように窒素ガスで加圧したもので

あること。

六〇六の二（略）

七 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ（略）

ロ 鋼管を用いる配管は、八ロン二四〇二に係るものにあつては日本工業規格G三四五二に、八ロン二二二一、八ロン二三〇一、HFC 二二七e a又はFK 五 一 一二に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに、HFC 二二三に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

ハホ（略）

八〇十二（略）

十二の二 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ（略）

ロ HFC 二二三、HFC 二二七e a又はFK 五 一 一

二を放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三（略）

あること。

六〇六の二（略）

七 配管は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ（略）

ロ 鋼管を用いる配管は、八ロン二四〇二に係るものにあつては日本工業規格G三四五二に、八ロン二二二一、八ロン二三〇一又はHFC 二二七e aに係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール四十以上のものに、HFC 二二三に係るものにあつては日本工業規格G三四五四のSTPG三七〇のうち呼び厚さでスケジュール八十以上のものに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもので、亜鉛メッキ等による防食処理を施したものをを用いること。

ハホ（略）

八〇十二（略）

十二の二 起動装置は、次のイ又はロに定めるところによること。

イ（略）

ロ HFC 二二三又はHFC 二二七e a

二を放射するものにあつては、前条第五項第十四号ロ及び第十六号の規定の例により設けること。

十三（略）

十四 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ (略)

ロ H F C 二三、H F C 二二七 e a 又は F K 五一

二を放射するものにあつては、イハの規定の例によること。

十四の二、十六 (略)

十六の二 全域放出方式の八口ゲン化物消火設備 (H F C 二三、H F C 二二七 e a 又は F K 五一) 一二を放射するものに限る。 () を設置した防護区画には、当該防護区画内の圧力上昇を防止するための措置を講じること。

十六の三 全域放出方式の八口ゲン化物消火設備 (F K 五一) 一二を放射するものに限る。 () を設置した防護区画には、放射された消火剤が有効に拡散することができるように、過度の温度低下を防止するための措置を講じること。

十七・十八 (略)

5 (略)

(標準放射量)

第三十二条 令第十四条第一号の総務省令で定める水噴霧、泡、不活性ガス消火剤、八口ゲン化物消火剤又は粉末消火剤の放射量又は放出量は、次の表の上欄に掲げる消火設備のヘッド (泡消火設備) にあつては、泡放出口。以下この条において同じ。 () の区分に

十四 全域放出方式のものには、次のイ又はロに定めるところにより保安のための措置を講じること。

イ (略)

ロ H F C 二三又は H F C 二二七 e a

一を放射するものにあつては、イハの規定の例によること。

十四の二、十六 (略)

十六の二 全域放出方式の八口ゲン化物消火設備 (H F C 二三又は H F C 二二七 e a) を放射するものに限る。 () を設置した防護区画には、当該防護区画内の圧力上昇を防止するための措置を講じること。

十七・十八 (略)

5 (略)

(標準放射量)

第三十二条 令第十四条第一号の総務省令で定める水噴霧、泡、不活性ガス消火剤、八口ゲン化物消火剤又は粉末消火剤の放射量又は放出量は、次の表の上欄に掲げる消火設備のヘッド (泡消火設備) にあつては、泡放出口。以下この条において同じ。 () の区分に

応じ同表の下欄に掲げる量とする。この場合において、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備（ハロン二四〇二又はFK五）の噴射ヘッドについての放射量又は放出量は、温度二十度におけるものをいうものとする。

（表略）

応じ同表の下欄に掲げる量とする。この場合において、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備（ハロン二四〇二）の噴射ヘッドについての放射量又は放出量は、温度二十度におけるものをいうものとする。

（表略）

消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日

消防庁長官 久保 信保

第二第一号中「JIS」の下に「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第五第一号中「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）」を削り、同第三号中四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

(二) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の構造は、第一号一から五までに定めるところによるほか、次に定めるところによること。

イ 規則第二十四条第三号の規定の例により電源を設けること。

ロ 電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

第六中「誘導灯」の下に「及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示新旧対照表
 誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一（略）</p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S（工業標準化法（昭和二十四 年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。 以下同じ。）Z八七一六の常用光源蛍光ランプD六五（第五第 三号・において「蛍光ランプ」という。）により照度二百ルク スの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における 表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミ リカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル 未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二 第一項第三号八に規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。 ）をいう。</p> <p>二（略）</p> <p>第三・第四（略）</p>	<p>第一（略）</p> <p>第二 用語の意義</p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中輝度蓄光式誘導標識 J I S</p> <p>Z八七一六の常用光源蛍光ランプD六五（第五第 三号・において「蛍光ランプ」という。）により照度二百ルク スの外光を二十分間照射し、その後二十分経過した後における 表示面（次号において「照射後表示面」という。）が二十四ミ リカンデラ毎平方メートル以上百ミリカンデラ毎平方メートル 未満の平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二 第一項第三号八に規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。 ）をいう。</p> <p>二（略）</p> <p>第三・第四（略）</p>

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS

C八〇五・一及びJISC八〇五・三に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) (十) (略)

二 (略)

三 誘導標識（中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (略)

(二) 電気エネルギーにより光を発する誘導標識の構造は、第一

号一から五までに定めるところによるほか、次に定めるところによること。

イ 規則第二十四条第三号の規定の例により電源を設けること。

ロ 電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

第五 構造及び性能

規則第二十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、次に定めるところによる。

一 誘導灯の構造は、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）C八〇五・一及びJISC八〇五・三に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(一) (十) (略)

二 (略)

三 誘導標識（中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識を含む。以下この号において同じ。）の構造及び性能は、次に定めるところによること。

(一) (略)

(三) |
(略)

(四) |
(略)

(五) |
(略)

第六 表示

誘導灯及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一 五(略)

(二) |
(略)

(三) |
(略)

(四) |
(略)

第六 表示

誘導灯

誘導灯には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

一 五(略)